

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和3年05月21日	横大路運動公園における周縁地下水調査業務委託	18,799,000		18,799,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
002	令和2年08月14日	横大路運動公園における多目的グラウンド整備調査業務委託	4,643,100	5,053,400	5,841,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社吹上技研コンサルタント	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
003	令和2年09月30日	西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）長寿命化計画策定業務委託	39,160,000		39,160,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社環境デザイン研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
004	令和3年11月12日	水垂運動公園（仮称）整備における雨水排水対策基礎検討業務委託	9,735,000		9,735,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社ブレック研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
005	令和2年09月23日	横大路運動公園整備工事に伴う廃掃法事前調査計画検討作成業務委託	5,500,000		5,710,100	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
006	令和3年08月23日	桂川緑地久我橋東詰公園における現況調査業務委託	7,854,000		8,987,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社吹上技研コンサルタント	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
007	令和4年02月21日	横大路運動公園整備工事に伴う廃掃法事前調査業務委託	7,359,000		7,792,400	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
008	令和4年03月01日	横大路運動公園における東側外周部樹木撤去業務委託	9,295,000		13,678,500	文化市民局市民スポーツ振興室	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		
009	令和4年01月04日	西京極総合運動公園 照明制御設備更新業務委託	20,218,000		20,218,000	文化市民局市民スポーツ振興室	パナソニックLSエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
010	令和3年10月04日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（白河街区跡）	8,459,000		6,358,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
011	令和3年12月28日	京都市域内埋蔵文化財把握・詳細分布調査補助及び遺物整理業務委託（1月1日～3月31日）	4,886,794		5,106,315	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
012	令和3年12月09日	令和3年度出土文化財収蔵・公開促進事業委託	18,000,000		18,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
013	令和4年01月25日	埋蔵文化財詳細分布調査業務委託（令和3年度 如意寺跡及び如意ヶ嶽城航空レーザ測量業務）	5,901,500		5,901,500	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	アジパ航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
014	令和3年12月28日	名勝無鄰庵庭園測量業務委託	3,370,510		3,370,510	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社中根庭園研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事	無		
015	令和3年04月01日	京都市京セラ美術館事業企画推進委託	199,708,000		172,614,096	文化市民局美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	無
016	令和3年12月24日	京都市京セラ美術館配信等ネットワーク構築事業	7,766,000		7,766,000	文化市民局美術館総務課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
017	令和4年03月23日	美術作品の購入について<田能村直入《嵐山春景・流野川秋景》>	5,830,000		5,830,000	文化市民局美術館総務課	株式会社 山本美術店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
018	令和3年04月01日	京都市動物園出札改札案内業務	32,172,382		27,571,035	文化市民局動物園総務課	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	無
019	令和3年12月20日	京都市動物園におけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に関する業務	23,760,000		23,760,000	文化市民局動物園総務課	シンフォニアエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	無
020	令和3年12月09日	元離宮二条城施設整備（本丸御殿活用等）に係る基本計画策定業務委託	8,800,000		8,800,000	文化市民局元離宮二条城事務所	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	無	無
021	令和3年12月21日	史跡発掘調査業務委託（史跡旧二条離宮（二条城））	11,605,000		11,605,000	文化市民局元離宮二条城事務所	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無		
022	令和3年10月06日	アーパネックス御池ビル西館4階402号室、403号室現状回復工事委託	5,720,000		5,720,000	文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター	株式会社 大阪ガスファシリティーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
023	令和2年08月17日	京都市西京区総合庁舎整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託	132,000,000		132,000,000	文化市民局地域自治推進室	株式会社東畑建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	無	
024	令和3年10月01日	マイナナンバーカード出張申請サポート等（令和3年度下半期）に係る企画・運営業務委託	71,233,349		71,233,349	文化市民局地域自治推進室	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
025	令和3年10月01日	マイナンバーカード出張申請サポート等（令和3年度下半期）に係る企画・運営業務委託における会場使用調整業務委託	12,540,550		12,540,550	文化市民局 地域自治推進室	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
026	令和3年11月01日	マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画・運営業務委託	77,918,456		77,918,456	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク・JTB事業共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
027	令和3年11月01日	マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画・運営業務における会場使用に係る委託	7,700,000		6,510,120	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
028	令和3年11月15日	マイナンバーカード出張申請窓口等に係る広報・啓発事業の企画・運営業務の委託	8,499,700		8,499,700	文化市民局 地域自治推進室	株式会社実業広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
029	令和3年12月06日	京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（1月～3月追加）	32,720,996		32,720,996	文化市民局 地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
030	令和4年01月04日	京都駅前運転免許更新センター及び確定申告会場におけるマイナンバーカード出張申請サポート等業務委託	9,446,086		9,446,086	文化市民局 地域自治推進室	日本トータルテレマーケティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
031	令和4年03月14日	シティスケープ広告実施委託業務	15,000,000		15,000,000	文化市民局 地域自治推進室	エムシードックコー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無		
032	令和3年11月26日	京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所照明設備LED化簡易型ESCO事業（その1）に係る業務委託	131,184,566		139,230,625	文化市民局 地域自治推進室	アイリスオーヤマ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
033	令和3年12月15日	京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その2）に係る業務委託	48,234,982		48,610,082	文化市民局 地域自治推進室	アイリスオーヤマ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
034	令和4年02月02日	京都コンサートホール電話設備整備委託	5,148,000		5,148,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	大和電設工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品	無		

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
横大路運動公園における周縁地下水調査業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年 5月21日  
(変更後) 令和3年12月28日
- 4 履行期間  
(当初) 令和3年5月22日～令和3年12月28日  
(変更後) 令和3年5月22日～令和4年 3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京下合町1番地  
株式会社島津テクノロジー
- 6 契約金額 (税込み)  
18,799,000円
- 7 契約内容  
横大路運動公園における地下水の分析調査を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
当該業務で実施した地下水調査の取りまとめに伴う調整に時間を要していることから、工期延期を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
(変更契約のため記載不要)
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

横大路運動公園における多目的グラウンド整備調査業務委託

### 2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

### 3 契約締結日

(当初) 令和2年 8月14日

(変更前) 令和2年11月 6日

(変更前) 令和3年 3月29日

(変更前) 令和3年 7月27日

(変更後) 令和3年12月28日

### 4 履行期間

(当初) 令和2年8月15日～令和2年11月13日

(変更前) 令和2年8月15日～令和3年 3月31日

(変更前) 令和2年8月15日～令和3年 7月30日

(変更前) 令和2年8月15日～令和3年12月28日

(変更後) 令和2年8月15日～令和4年 3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地2

株式会社吹上技研コンサルタント

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 4,643,100円

(変更前) 5,053,400円

(変更後) 5,841,000円

### 7 契約内容

横大路運動公園における多目的グラウンド等の整備に関する過年度調査結果の精査や現地踏査を行い、整備計画の見直し・検討を行う。

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

関係部署 (建設局) との調整により、公園内の雨水排水状況の調査が必要な状況となっていることから、増額及び工期延期を行うものである。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由  
(変更契約のため記載不要)

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）長寿命化計画策定業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

（当初）令和2年 9月30日

（変更前）令和3年 3月23日

（変更前）令和3年 8月27日

（変更後）令和3年12月28日

4 履行期間

（当初）令和2年10月1日～令和3年 3月31日

（変更前）令和2年10月1日～令和3年 8月31日

（変更前）令和2年10月1日～令和3年12月28日

（変更後）令和2年10月1日～令和4年 3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区六本木五丁目12番22号

株式会社環境デザイン研究所

6 契約金額（税込み）

39,160,000円

7 契約内容

西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）の長寿命化計画を策定する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

計画策定を進める中で円滑な計画策定に必要な資料の一部が不足していることが判明し、想定以上に作業に時間が必要な状況となっていることから、工期延期を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

（変更契約のため記載不要）

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水垂運動公園（仮称）整備における雨水排水対策基礎検討業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和3年11月12日
- 4 履行期間  
令和3年11月13日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市西区靱本町1丁目14番15号  
株式会社プレック研究所
- 6 契約金額（税込み）  
9,735,000円
- 7 契約内容  
水垂運動公園（仮称）整備に向けて、雨水排水計画を検討する上で、雨水の流出量や流出先の現状等の雨水排水処理能力を調査・整理する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の実施には、都市公園の整備や雨水排水計画の検討についての経験に基づくノウハウ等により履行方法等に顕著な差異が現れるものであり、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにより選定
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
横大路運動公園整備工事に伴う廃掃法事前調査計画検討作成業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年 9月23日  
(変更前) 令和3年 2月22日  
(変更前) 令和3年 3月29日  
(変更後) 令和3年12月28日
- 4 履行期間  
(当初) 令和2年9月23日～令和3年 3月31日  
(変更前) 令和2年9月23日～令和3年12月28日  
(変更後) 令和2年9月23日～令和4年 3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京下合町1番地  
株式会社島津テクノリサーチ
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 5,500,000円  
(変更後) 5,710,100円
- 7 契約内容  
横大路運動公園について、廃掃法に基づく事前調査計画検討作成業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
現地詳細調査の結果、測量の数量等に変更が生じた。また、調査結果の取りまとめに合わせて、資料作成内容に変更が生じた。以上の理由から契約金額及び契約期間の変更を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
(変更契約のため記載不要)
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
桂川緑地久我橋東詰公園における現況調査業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年8月23日  
(変更後) 令和4年3月14日
- 4 履行期間  
令和3年8月24日～令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地2  
株式会社吹上技研コンサルタント
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 7,854,000円  
(変更後) 8,987,000円
- 7 契約内容  
桂川緑地久我橋東詰公園におけるサッカー場等の現況調査を実施する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
現地詳細踏査の結果, 測量の数量等に変更が生じた。また, 調査結果の取りまとめに合わせて, 資料作成内容に変更が生じた。以上の理由から契約金額の変更を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
(変更契約のため記載不要)
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
横大路運動公園整備工事に伴う廃掃法事前調査業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年2月21日  
(変更後) 令和4年3月24日
- 4 履行期間  
令和4年2月22日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京下合町1番地  
株式会社島津テクノロジーサーチ
- 6 契約金額 (税込み)  
(当初) 7,359,000円  
(変更後) 7,792,400円
- 7 契約内容  
横大路運動公園について、周縁地下水の水質調査業務を委託する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
横大路運動公園の整備に向けて、廃掃法に規定された事前調査の計画策定に関する協議等を行ってきたが、協議において、事前調査を令和3年度中に実施する必要性が生じた。  
この調査について、競争入札に付す期間がないことから、緊急随意契約を行うものである。  
なお、見積の徴収にあたっては、可能な限り低廉な価格を得られるよう、価格交渉を行っている。  
「変更契約の理由」  
廃掃法に基づく各種調査を実施しているものであるが、調査数量の変更に伴い契約金額の増額を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
横大路運動公園における東側外周部樹木撤去業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和4年3月 1日  
(変更後) 令和4年3月24日
- 4 履行期間  
令和3年3月2日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地  
樋口造園株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 9,295,000円  
(変更後) 13,678,500円
- 7 契約内容  
横大路運動公園について、速やかに樹木撤去を実施しないと、今後の事業進捗に支障をきたすことから、樹木撤去業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
横大路運動公園における多目的グラウンド等の整備に向けた廃掃法に関する事前調査を令和3年度中に実施する必要が生じた。調査箇所付近において、樹木が多数あり、現状のままでは調査が実施できず、今後の事業進捗に支障を来すことから速やかな樹木の撤去が必要となるが、競争入札に付す期間が確保できないため、緊急随意契約を行うものである。  
なお、見積の徴収にあたっては、可能な限り低廉な価格を得られるよう、価格交渉を行っている。  
「変更契約の理由」  
別途実施している廃掃法に関する調査に支障のある樹木の撤去を委託しているものであるが、調査を進める中で支障のある樹木が当初想定以上の量に及ぶことが判明したことから、契約金額の増額を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西京極総合運動公園 照明制御設備更新業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日  
令和4年1月4日
- 4 履行期間  
令和4年1月5日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区城見2-1-61 OBPパナソニックタワー9階  
パナソニックLSエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
20,218,000円
- 7 契約内容  
西京極総合運動公園内に設置されている野球場，陸上競技場兼球技場等の各運動施設については，照明制御システムにより各施設内の照明設備の管理を行っており，本件は，当該照明制御設備の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
西京極総合運動公園内各施設の照明制御システムについては，パナソニック社製の機器により構成されており，今回の更新に当たっては，更新を行う照明制御装置本体と既存の各種端末機器等との連携状態を正確に把握し，調整することができなければ行うことができない。  
以上より，本件機器の設置，日常の維持管理を行っており，現地の状況及び設備構造を熟知するパナソニックLSエンジニアリング株式会社以外では本件契約の目的を達成できないため，同社と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（白河街区跡）

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

### 3 契約締結日

（当 初）令和3年10月 4日

（変更後）令和3年11月16日

### 4 履行期間

令和3年10月4日から令和3年11月16日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

### 6 契約金額（税込み）

（当 初）8,459,000円

（変更後）6,358,000円

### 7 契約内容

京都市域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地「白河街区跡」における発掘調査支援業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。

「変更契約理由」当初想定よりも遺構面の深度が浅く、掘削及び埋戻しの重機台数などが減少した。また、密度も希薄であったことから、従事作業員数や写真撮影、写真測量の数が減少した。加えて調査日数が減少したことから、賃借料が減少した。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

（公財）京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当

し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があることから、これらの条件を満たす唯一の団体であり、随意契約する。

## 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理業務委託（1月1日～3月31日）

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

### 3 契約締結日

（当 初）令和3年12月28日

（変更後）令和4年 3月25日

### 4 履行期間

令和4年1月1日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区櫛原盆山13-1

全京都建設協同組合

### 6 契約金額（税込み）

（当 初）4,886,794円

（変更後）5,106,315円

### 7 契約内容

令和3年度の埋蔵文化財試掘・詳細分布調査を国庫補助事業として実施するに当たり、調査に係る掘削業務等を調査補助業務とする。

（1）埋蔵文化財試掘・詳細分布調査に係る掘削・実測等一連の業務

（2）出土遺物の整理作業に係る洗浄・実測等一連の業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

試掘・詳細分布調査は、工期及び資金の限られている事業者との関係から、土木工事などを遅延させないため、迅速に処理しなければならない。

試掘・詳細分布調査においては、掘削及び遺物整理等が不可欠な業務であるが、これらの業務を迅速・効率的に行うためには、掘削業務においては簡易な土層の判別、遺物実測・測量の特殊な補助等の技能を、遺物整理業務においては土器等の実測、拓本、トレース及びデジタルトレース、報告書版下のレイアウト等の専門的な技能を有することが必要である。

「変更契約理由」当初想定よりも試掘調査件数が増加したことから、現場補助従事日数及び担当責任者数、測量補助員数が当初見込みより上回った。ただし、遺物出土量は想定よりも減少したため、遺物整理従事人数が見込みを下回った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

当該調査は、土木工事等を遅延させないために、迅速かつ効率的に行う必要があるが、当該調査は、規模が小さく雇用人数が限られているため、技能ごとの分業を行うことができない。よって、当該調査においては随意契約理由に述べた複数の専門的な技能を、同一人が保持することが要求されるが、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合1社のみであるため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和3年度出土文化財収蔵・公開促進事業委託

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

### 3 契約締結日

令和3年12月9日

### 4 履行期間

令和3年12月9日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

### 6 契約金額（税込み）

18,000,000円

### 7 契約内容

感染症対策を含めた埋蔵文化財出土遺物に関する安全管理を目的とした保管，管理業務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市内の発掘調査等で出土した出土文化財は、質量とも全国一を誇り、わが国の歴史を語るうえで非常に重要な資料であることから、広く公開・活用されることが望まれる。しかしながら、現在、出土文化財を収蔵する施設の多くは、感染症対策を含めた安全管理が適切に行われているとは言い難い状況にある。このため、当該施設への来館者に対する安全管理の徹底とともに、出土文化財の公開・活用を促進することを目的とする。この事業の実施には、感染症対策等の安全管理に関する知識、出土文化財の公開・活用に係る知見（脆弱な文化財の取扱いに係る実務経験を含む。）及び企画力が必要となる。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

（公財）京都市埋蔵文化財研究所は、考古資料館の指定管理業務受託などで感染症対策等の安全管理に関する知識を有しているとともに、脆弱遺物の取扱いに習熟した文化財保存処理技術に関する

専門職員が配置されていること，出土文化財の保管管理を受託し，対策対象施設の管理を現に行っていることなどから，随意契約の条件を満たす唯一の団体である。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

埋蔵文化財詳細分布調査業務委託（令和3年度 如意寺跡及び如意ヶ嶽城航空レーザ測量業務）

### 2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

### 3 契約締結日

令和4年1月25日

### 4 履行期間

令和4年1月25日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552番地 明治安田生命京都ビル7F  
アジア航測株式会社京都支店

### 6 契約金額（税込み）

5,901,500円

### 7 契約内容

周知の埋蔵文化財包蔵地である如意ヶ嶽城跡、如意寺跡は全国有数の山城跡・山林寺院跡であるが、林業経営に必要な林道の設営が度々計画されている。現地が濃密な山林地域であることから、通常の測量では正確な遺跡の分布状況を探ることができないため、航空レーザー測量を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件測量対象範囲は、樹木が生い茂る山頂及びそこから派生する尾根付近に位置することから、航空写真をもとにして作る通常の地形図では実際の地形を把握できない。一方、レーザー光を高密度に発射し、樹木の隙間を通ったデータを用いる、「赤色立体地図」であれば、樹木が生い茂っていたとしても、的確な地形測量が可能である。このため、本業務では、「赤色立体地図」作成の技術を使用する必要がある。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

当該技術（「視覚化処理システム、視覚化処理方法及び視覚化処理プログラム」の特許（特許第3670274号））は契約相手先である1者のみが保有しており、他には存在しないため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
名勝無鄰庵庭園測量業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日  
令和3年12月28日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区谷口唐田ノ内町1番地の6  
株式会社 中根庭園研究所
- 6 契約金額（税込み）  
3,370,510円
- 7 契約内容  
名勝無鄰庵庭園の文化財庭園としての価値を今後も維持し、管理を行ううえでの基礎資料とするため、デジタル写真を用いた測量により詳細図面等を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の相手方は、令和2年度及び令和3年度に「名勝無鄰庵庭園保存活用計画」策定業務に従事し、無鄰菴の現況等を熟知しているため、委託費を市場価格（※）より2割以上割安で委託することができるため。  
※ 本業務に関して一般的な市場価格は存在しないため、複数の見積書を徴収し、市場価格の推定値を算出
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館事業企画推進委託
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645  
株式会社 長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）199,708,000円  
（変更後）172,614,096円
- 7 契約内容  
自主企画展や展覧会の誘致といった展覧会の開催に関するものに加え、事業全般に係る広報計画の立案といった非常に多岐にわたり、なおかつ互いに関連する業務を一体的に行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
支出方法が概算払いであるところ、契約金額を実績に基づき精算したため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該業務の遂行に当たっては、美術館運営や展覧会企画等に対する高い見識等が求められるため、それらの提案内容や本業務の配置人員等を総合的に比較して最も優れた者を決定する必要がある。そのため、契約の相手方の選定に当たっては、各応募事業者に提案を求めるプロポーザル方式による必要があるため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市京セラ美術館配信等ネットワーク構築事業
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和3年12月24日
- 4 履行期間  
令和4年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8（京都三井ビルディング）  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,766,000円
- 7 契約内容  
美術館内の既存のネットワークを拡充する。  
（「館内講演室や中央ホール等の教育普及プログラムを開催するスペースに、オンラインコンテンツ（映像・音声）の配信や三密回避のためのネットワークを構築」「既存ネットワークの機器へのLANケーブルの接続及び館内へのLANケーブル敷設」など）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、美術館内に敷設されている既存ネットワークの拡張を行うものであり、既存ネットワークの構造を熟知している必要がある。  
配線等工事に当たっても、国指定有形文化財である美術館の美観に留意し、可能な限り配線を隠すために既存ネットワークと同じルートに配線をするなど、既存ネットワーク工事時の知見等が必要となる。  
また、既存ネットワーク機器は、現在5年間のリース期間中であり、現時点で別事業者がネットワークの拡張を行うと、不具合発生時の保証等の切り分けが難しくなるおそれがあるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、日本電気株式会社との随意契約とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
美術作品の購入について<田能村直入《嵐山春景・滝野川秋景》>
- 2 担当所属名  
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日  
令和4年3月23日
- 4 履行期間  
令和4年3月23日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
株式会社 山本美術店
- 6 契約金額（税込み）  
5,830,000円
- 7 契約内容  
美術作品の購入のため
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
美術作品は代替品のない物品の購入であるため
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告

- 1 件名  
京都市動物園出札改札案内業務
- 2 担当所属名  
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日  
(当初) 令和3年4月1日 (変更後) 令和4年2月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル  
株式会社 ワン・ワールド
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 32,172,382円 (変更後) 27,571,035円
- 7 契約内容
  - (1) 出札(入園料の徴収及び収納事務)業務に関する事。
  - (2) 改札業務に関する事。
  - (3) 受付案内業務に関する事。
  - (4) 寄付金の収納事務に関する事。
  - (5) 安全管理業務に関する事。
  - (6) 園内巡回業務に関する事。
  - (7) 繁忙期における退園口の誘導及び逆流監視業務に関する事。
  - (8) 駐輪場の整理案内及び送迎車両に関する啓発・指導に関する事。
  - (9) その他、上記に付随する業務に関する事。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
(変更契約の理由)  
コロナ禍による臨時休園期間中における業務が減少したため
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告

- 1 件名  
京都市動物園におけるクレジットカード, 電子マネー及びQRコード決済の取扱業務に係る機器調達・設置に関する業務
- 2 担当所属名  
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日  
令和03年12月20日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府東大阪市鴻池徳庵町3-65  
シンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社 取締役支社長 山田裕克
- 6 契約金額 (税込み)  
23,760,000円
- 7 契約内容  
京都市動物園の入園料の支払いについて, クレジットカード, 電子マネー及びQRコード決済 (以下「クレジットカード等」という。) による決済システム (以下「システム」という。) に必要な機器の調達・設置業務, 集計システム構築業務及びインフラ設備整備業務。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
京都市動物園において, キャッシュレス決済の取扱業務に係る機器調達・設置に当たり, 必要となる業務を適切かつ確実に遂行することができる者を選定するため。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
元離宮二条城施設整備（本丸御殿活用等）に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
（当初） 令和3年12月9日  
（変更後） 令和4年3月18日
- 4 履行期間  
令和3年12月10日から令和4年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都文京区後楽一丁目4番27号  
日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,800,000円
- 7 契約内容  
本丸御殿等の活用及び活用に不可欠となる城内インフラ設備や消防用設備・防災設備等の整備について基本計画を策定する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の遂行に当たっては、文化財に精通した知識を有すること、将来の活用を見据えた歴史的・文化的な広い視野をもって資料を作成する能力等が求められる。  
したがって、契約の相手方の選定に当たっては、見積金額以外に、各候補者の実績、取組体制、二条城に対する知識等を比較して最も優れた者を決定するため、募集要項に基づき、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式によることとする。
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
史跡発掘調査業務委託（史跡旧二条離宮（二条城））
- 2 担当所属名  
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日  
（当初） 令和3年12月21日  
（変更後） 令和4年3月25日
- 4 履行期間  
令和3年12月22日から令和4年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
11,605,000円
- 7 契約内容  
本丸御殿等の活用に伴う整備に際して、事前に遺構の有無を確認する為、重機等により表土の掘削を行い、遺構面を精査する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件は史跡指定地内における発掘調査業務であり、史跡指定地内における発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で史跡の発掘調査を実施していることが不可欠である。  
（公財）京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探索・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取り扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の（1）のウに該当する。（根拠法令：地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当）
- 9 根拠法令  
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
アーバネックス御池ビル西館4階402号室, 403号室現状回復工事委託
- 2 担当所属名  
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日  
令和3年10月6日
- 4 履行期間  
令和3年10月6日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市東成区中道1-4-2  
株式会社 大阪ガスファシリティーズ
- 6 契約金額(税込み)  
5,720,000円
- 7 契約内容  
アーバネックス御池ビル西館4階402号室, 403号室の現状回復工事委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
京都市消費生活総合センターの中京区役所への全面移転に先立ち, 令和3年5月末に研修室等の区画(404号室)の賃貸借契約を解除し, 原状回復工事を実施した。その際, 賃貸人から, 工事実施に当たっては, 他のフロアへの影響, 工事期間の短縮等を鑑み, 当該ビルの維持管理・修繕を行い, 設計図面を有している上記事業者を工事業者とすべきとの指定があった。  
賃貸借契約第25条第2項の規定では, 賃貸人が指定又は承諾した工事人により実施するものと定められており, 本契約においても, 賃貸人から工事業者の指定があったことから, 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン: 2-(1)-イに基づき, 上記事業者を委託業者とする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8「随意契約の理由」のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市西京区総合庁舎整備工事設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和2年 8月17日  
(変更後) 令和3年11月17日
- 4 履行期間  
令和2年8月18日～令和3年12月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町376  
株式会社 東畑建築事務所 京都支所
- 6 契約金額 (税込み)  
132,000,000円 (税込)
- 7 契約内容
  - ・西京区総合庁舎第1期整備工事に係る基本設計及び実施設計
  - ・西京区総合庁舎第2期整備工事に係る基本設計
  - ・旧上下水道局西京営業所解体撤去工事に係る実施設計
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)  
備品レイアウトの配置検証を含めた平面プランの確定に想定以上の時間を要したため、建築基準法に基づく計画通知の申請手続きの開始に1.5箇月間の遅れが生じたことから、履行期間の延長を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
変更契約のため、省略。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード出張申請サポート等（令和3年度下半期）に係る企画・運營業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年10月1日
- 4 履行期間  
令和3年10月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号  
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
71,233,349円
- 7 契約内容  
上半期に引き続き商業施設等における、市民の方向けのマイナンバーカードの申請及びマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」の予約・申込をサポートする出張窓口を設置するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
上記7のとおり、上半期に履行した業務を引き続いて委託するものであり、上半期契約の目的が達成できていると認める場合は引き続き受託者と下半期の申請サポートの実施に係る委託契約を締結することとしていたところ（プロポーザル説明書に記載）、受託者による申請サポートの継続は、引き続き申請件数の底上げが期待できると認められるため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード出張申請サポート等（令和3年度下半期）に係る企画・運營業務委託における会場使用調整業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年10月1日
- 4 履行期間  
令和3年10月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号  
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
12,540,550円
- 7 契約内容  
上半期に引き続き商業施設等における、市民の方向けのマイナンバーカードの申請及びマイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」の予約・申込をサポートする出張窓口を設置するにあたり、会場の調整業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
上記7のとおり、マイナンバーカード出張申請サポート等（令和3年度下半期）に係る企画・運營業務委託にかかる会場調整業務を委託するものであり、この他の者に履行させることは、会場側との円滑な調整に支障をきたすため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画・運營業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年11月1日
- 4 履行期間  
令和3年11月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
キャリアリンク・JTB事業共同体  
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
77,918,456円
- 7 契約内容  
出張窓口を実施する施設・事業所等の選定・調整，周辺地域や市内事業所への広報，申請を希望する市民等（市外に住所を有する者も含む。）からの予約受付，申請受付会場の設営並びに当日の申請受付業務等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから，公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画・運営業務における会場使用に係る委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年11月1日
- 4 履行期間  
令和3年11月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）7,700,000円  
（変更後）6,510,120円
- 7 契約内容  
マイナンバーカード出張申請窓口等の開設に係る企画・運営業務における会場使用料等の支払い等業務を委託するもの（コンソーシアム協定書第8条より）。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
（随意契約の理由）  
7のとおり。  
（変更理由）契約期間を通して、会場使用に係る必要経費について使用実金額に合わせて修正したため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
7のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
マイナンバーカード出張申請窓口等に係る広報・啓発事業の企画・運營業務の委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年11月15日
- 4 履行期間  
令和3年11月5日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区正面通高瀬東入山王町343  
株式会社実業広告社
- 6 契約金額（税込み）  
8,499,700円
- 7 契約内容  
マイナンバーカードの取得メリットや安全性等をPRするとともに、併せて本市が別途実施する出張申請窓口及び出張申請サポート（以下「出張窓口」という。）の利用を広く市民に周知するための広報・啓発活動を実施することとし、その企画・運営に関する一連の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣（1月～3月追加）
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和3年12月6日
- 4 履行期間  
令和4年1月1日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
32,720,996円
- 7 契約内容  
令和3年9月6日に京都市マイナンバーカードセンターを開設し、市民からのニーズが高い土日や平日夜間において、恒常的にマイナンバーカードの交付、申請の受付等へ対応することから、引き続き当該対応に係る派遣職員（業務従事者）を追加で配置するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在、キャリアリンク株式会社との労働者派遣契約により「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を、京都市マイナンバーカードセンター等に配置しているため、この他の者と契約すると、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及びキャリアリンク株式会社の派遣職員との緊密な連携が必須である。これらの課題に対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣しているキャリアリンク株式会社のみであるため、契約の相手方に選定する。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都駅前運転免許更新センター及び確定申告会場におけるマイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年1月4日
- 4 履行期間  
令和4年1月4日～令和4年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号  
日本トータルテレマーケティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,446,086円
- 7 契約内容  
京都駅前運転免許更新センター及び京都市内の確定申告会場において、マイナンバーカードの申請等をサポートするための出張窓口の設置を予定しており、本業務は当該窓口の設置等に必要となる一連の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
企画の内容・運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定・契約した。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
提案内容が優れていたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
シティスケープ広告実施委託業務
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
令和4年3月14日
- 4 履行期間  
令和4年3月14日～令和4年3月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区神田錦町3-23  
エムシードゥコー株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,000,000円
- 7 契約内容  
マイナポイント第2弾の実施等について広く市民へ周知するために、バス利用者だけでなく通行人・通行車両にも強く訴求する大きな広報効果が期待できるシティスケープ広告の製作取付等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
シティスケープ広告は、独占的にエムシードゥコー株式会社を実施する広告のため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市区役所・支所総合庁舎及び出張所照明設備LED化簡易型ESCO事業（その1）に係る業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
（当初）令和3年11月26日  
（変更後）令和4年 3月 1日
- 4 履行期間  
令和3年11月26日～令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
宮城県仙台市青葉区五橋2-12-1  
アイリスオーヤマ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）131,184,566円  
（変更後）139,230,625円
- 7 契約内容  
区役所・支所総合庁舎10施設及び出張所14施設における照明設備のLED化
- 8 随意契約の理由  
今回実施するESCO事業は、事業者の経験、能力、ノウハウ、提案力等を有効に活用し、選定基準として価格のみでなく、省エネルギー効果や経費削減効果等を含めて総合的に評価する必要があるため。  
（変更契約の理由）  
LEDの必須部品である半導体について、世界的な供給不足に陥っており、契約期間内に一部のLEDの納品が見込めなくなったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市区役所総合庁舎照明設備LED化簡易型ESCO事業（その2）に係る業務委託
- 2 担当所属名  
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日  
（当初）令和3年12月15日  
（変更後）令和4年 3月 1日
- 4 履行期間  
令和3年12月15日～令和4年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
宮城県仙台市青葉区五橋2-12-1  
アイリスオーヤマ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）48,234,982円  
（変更後）48,610,082円
- 7 契約内容  
区役所総合庁舎3施設における照明設備のLED化
- 8 随意契約の理由  
今回実施するESCO事業は、事業者の経験、能力、ノウハウ、提案力等を有効に活用し、選定基準として価格のみでなく、省エネルギー効果や経費削減効果等を含めて総合的に評価する必要があるため。  
（変更契約の理由）  
LEDの必須部品である半導体について、世界的な供給不足に陥っており、契約期間内に一部のLEDの納品が見込めなくなったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
8のとおり。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都コンサートホール電話設備整備委託
- 2 担当所属名  
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日  
令和4年2月2日
- 4 履行期間  
令和4年2月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区吉祥院池ノ内町83番地  
大和電設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,148,000円
- 7 契約内容  
京都コンサートホールの電話設備について機器の取替、接続及び動作確認を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本設備は、動作不良を起こしており予約受付業務や施設利用者の連絡に支障をきたしている。  
常時稼働している設備であることから施設運営に支障なく切替えを行う必要があるが、本件業務を遂行できるのは本設備の保守管理業者でありシステム全体を熟知している大和電設工業株式会社のみであるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他